

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL	
該当団体数				41	20	23	1	16	21	16	2	0	17	19
沖縄県	那覇市	学校教育部	098-917-3505	○	○		○	○					○	http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/kyouikugakumu/syuuugaku/shugaku24.html
沖縄県	宜野湾市	指導部 学務課	098-892-8283	○					○				○	http://www.city.ginowan.okinawa.jp/life/school/03/syugaku.html
沖縄県	石垣市	教育部学務課学務係	0980-83-0355	○	○		○	○	○				○	http://www.city.ishigaki.okinawa.jp/400000/410000/410900/school-es01.html#援助の内容
沖縄県	浦添市	教育委員会 学務課	098-876-1234(内線0515)	○	○		○	○						http://www.city.urasono.lg.jp/
沖縄県	名護市	教育委員会 学校教育課	0980-53-1212(内線301)	○	○						○			http://www.city.nago.okinawa.jp/4/3691.html
沖縄県	糸満市	学校教育課	098-840-8165	○	○		○		○					http://www.city.itoman.lg.jp/docs/2013020100801/
沖縄県	沖縄市	沖縄市教育委員会 指導部 学務課 助成係	098-839-1212(内線2723)	○			○	○	○					http://www.city.okinawa.okinawa.jp/kurashi/116/2382
沖縄県	豊見城市	学校教育部 学校教育課	098-850-0961	○	○		○	○	○					http://www.city.tomigusuku.okinawa.jp/education_sport/134/537
沖縄県	うるま市	指導部 学務課	098-978-2159	○	○				○		○			http://www.city.uruma.lg.jp/3/2626.html
沖縄県	宮古島市	教育委員会学校教育課学務係	0980-77-4944	○	○			○						http://www.city.miyakojima.lg.jp/soshiki/kyouiku/kyouikubu/gakkokyouiku/jyunryouhogo.html
沖縄県	南城市	教育委員会教育指導課	098-947-6017	○	○		○	○						http://www.city.nanjo.okinawa.jp/life/education/post-45.html
沖縄県	国頭村	教育課	0980-41-2255										○	
沖縄県	大宜味村	学校教育係	0980-44-3006						○					
沖縄県	東村	教育委員会	0980-43-2130										○	
沖縄県	今帰仁村	教育委員会 学校教育課	0980-56-2645						○				○	
沖縄県	本部町	本部町教育委員会	0980-47-2206	○	○				○				○	http://www.town.motobu.okinawa.jp/index.php?oid=2686&dtype=1000&pid=210
沖縄県	恩納村	学校教育課 学校教育係	098-966-1209				○	○						
沖縄県	宜野座村	宜野座村教育委員会 教育課	098-968-8522						○	○			○	
沖縄県	金武町	教育委員会学校教育課	098-968-2991		○				○					
沖縄県	伊江村	教育行政課	0980-49-2334		○								○	
沖縄県	読谷村	教育委員会	098-982-9228	○	○		○	○						http://www.vill.yomitan.okinawa.jp/sections/guide/education/
沖縄県	高手納町	教育総務課	090-956-1111(254)	○	○			○	○				○	http://www.educ.kadena.okinawa.jp

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法												
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL			
沖縄県	北谷町	北谷町教育委員会 学校教育課	098-982-7705	○	○					○						http://www.chatan.jp/kyouiku/2/1993.html
沖縄県	北中城村	北中城村教育委員会教育総務課	098-935-3773		○			○								
沖縄県	中城村	教育総務課	098-895-3276	○	○			○								http://www.vill.nakagusuku.okinawa.jp/detail.jsp?id=58047&type=TopicsTopPage&funcid=2
沖縄県	西原町	教育部 教育総務課	098-945-5039	○	○		○		○							
沖縄県	与那原町	与那原町教育委員会 学校教育課	098-945-2361	○	○		○						○			http://www.town.yonabaru.okinawa.jp/kosodate/gakkou/pdf/H25_SyugakuEnzyo.pdf
沖縄県	南風原町	教育委員会 教育総務課	098-889-2620	○	○		○	○								http://www.town.haeburu.lk.jp
沖縄県	渡嘉敷村	教育課	098-987-2120										○			
沖縄県	座間味村	座間味村教育委員会	098-987-2153						○							
沖縄県	粟国村	教育総務課	098-988-2449										○			
沖縄県	渡名喜村	教育行政課	098-989-2015										○			
沖縄県	南大東村	総務	09802-2-2531			○	○									
沖縄県	北大東村	教育委員会	09802-3-4138										○			
沖縄県	伊平屋村	伊平屋村教育委員会	0980-46-2003		○								○			
沖縄県	伊是名村	教育振興課	0980-45-2318		○		○	○								
沖縄県	久米島町	教育委員会	098-985-2287				○	○								
沖縄県	八重瀬町	学校教育課	098-998-7571		○			○	○				○			
沖縄県	多良間村	教育課	0980-79-2674	○				○								http://www2.miyako-ma.jp/takyoui/tetuzuki.htm#enjo
沖縄県	竹富町	教育委員会 教育課	0980-82-6191					○	○							
沖縄県	与那国町	教育委員会 総務課	0980-87-2002				○	○								

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			チ(その他)の場合の内容	平成25年度準要保護・準要保護就学援助率					
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ			倍率	基準根拠	目安額		
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P-T-A会費、学校納付金の減免が行われている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学習用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの						その他	
課税所得等の分類	基準額の時期	目安額																									
	該当団体数	35	34	9	9	9	18	6	5	6	6	8	10	15	6	10	1	0	0	16							
沖縄県	那覇市	○	○												○						1.3	その他	前年度	353	30%未満		
沖縄県	宜野湾市																			○					準要保護の認定に、「特別支援教育就学奨励費の需要額測定」に用いる保護基準額見直し表を利用。	25%未満	
沖縄県	石垣市														○						1	給与収入(税引き前)	前年度	240	20%未満		
沖縄県	浦添市	○	○										○								1	給与収入(税引き前)	当該年度	348	20%未満		
沖縄県	名護市	○	○										○													15%未満	
沖縄県	糸満市	○														○					1.1	給与収入(税引き前)	前々年度	315	15%未満		
沖縄県	沖縄市	○	○				○																		「特別支援教育就学奨励費の需要額測定」に用いる保護基準額見直し表を利用。	30%未満	
沖縄県	豊見城市	○											○		○						1.1	給与収入(税引き前)	当該年度	285	15%未満		
沖縄県	うるま市	○	○	○	○	○	○					○	○													20%未満	
沖縄県	宮古島市														○						1	課税所得	当該年度	211	20%未満		
沖縄県	南城市	○	○												○						1	給与収入(税引き前)	その他	216	当該年度に、災害、火災により財産を失った者、生計維持者等が死亡した者、生計維持者等が長期療養又は休職したことにより収入がない者は基準額を1.5倍する。	15%未満	
沖縄県	国頭村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												20%未満
沖縄県	大宜味村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												20%未満
沖縄県	東村	○	○																							「その他教育長が就学援助を行う必要があると認める者。」	15%未満
沖縄県	今帰仁村	○	○																								5%未満
沖縄県	本部町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												10%未満
沖縄県	恩納村	○	○				○						○													教育長が就学援助を行う必要があると認められる者	20%未満
沖縄県	宜野座村	○	○				○					○		○												●教育委員会が奨励費の給付が特に必要と認める者として、災害、火災により財産を失った者、児童虐待を受けた者、その他教育委員会が就学援助を行う必要があると認める者	15%未満
沖縄県	金武町	○	○																							災害、火災により財産を失ったため、生計維持者が失業したため、生計維持者が死亡したため、生計維持者が長期療養または休職した事により収入が減少したため、離婚のために生活困難な状態に陥ったため、児童虐待を受けた者。	20%未満
沖縄県	伊江村	○	○				○																			その他教育長が就学援助を行う必要があると認められるもの。	20%未満
沖縄県	読谷村	○	○								○	○															15%未満
沖縄県	嘉手納町	○	○																								20%未満

①都道府県	②市町村名	2.平成26年度 準要保護の認定基準について															ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他の場合の内容)	平成25年度 準要保護・準要保護就学援助率								
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ			テ	倍率	基準額	目安額				
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学校納付金の減免が行なわれている者	個人事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの			その他							
																										課税所得等の分類	基準額の時期		
沖縄県	北谷町	○	○				○																						25%未満
沖縄県	北中城村	○	○				○														○								20%未満
沖縄県	中城村	○	○				○			○	○	○																	15%未満
沖縄県	西原町	○	○													○								1.1	課税所得	前年度	255		25%未満
沖縄県	与那原町	○	○												○						○		1.1	給与収入(税引き前)	当該年度	236	生活保護基準額に1未満未満で災害、火災により財産を失った者、生計維持者の失業、死亡、長期療養、休職、離婚、その他教育費が認められる者。	25%未満	
沖縄県	南風原町	○	○												○						○		1.3	課税所得	当該年度	276	生活保護基準額に1未満未満で災害、火災により財産を失った者、生計維持者の失業、死亡、長期療養、休職、離婚、その他教育費が認められる者。 2. 生活保護基準額に1未満未満で災害、火災により財産を失った者、生計維持者の失業、死亡、長期療養、休職、離婚、その他教育費が認められる者。 3. 生計維持費が長期療養費等は保証し、これにより収入がない者。 4. 重傷。 5. その他教育費が特種奨励費に認められる者。	20%未満	
沖縄県	渡嘉敷村						○																						5%未満
沖縄県	座間味村	○					○																						5%未満
沖縄県	粟国村	○	○									○	○	○							○								20%未満
沖縄県	渡名喜村																				○								0%未満
沖縄県	南大東村		○																										10%未満
沖縄県	北大東村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													10%未満
沖縄県	伊平屋村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													15%未満
沖縄県	伊豆名村	○	○																		○								15%未満
沖縄県	久米島町	○	○																										20%未満
沖縄県	八重瀬町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.1	課税所得	前年度	200		20%未満	
沖縄県	多良間村	○	○				○														○								10%未満
沖縄県	竹富町	○	○																										10%未満
沖縄県	与那国町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													30%未満

①都道府県	②市町村名	3.平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																						
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)							
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準額を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他		
	該当団体数	5	1	1	0	3	3	2	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	
沖縄県	那覇市					○																		
沖縄県	宜野湾市																							
沖縄県	石垣市					○																		
沖縄県	浦添市		○																					
沖縄県	名護市																							
沖縄県	糸満市																							
沖縄県	沖縄市																							
沖縄県	豊見城市	○				○			○															
沖縄県	うるま市																							
沖縄県	宮古島市	○				○				○														
沖縄県	南城市	○				○				○														
沖縄県	国頭村																							
沖縄県	大宜味村																							
沖縄県	東村																							
沖縄県	今帰仁村																							
沖縄県	本部町																							
沖縄県	恩納村																							
沖縄県	宜野座村																							
沖縄県	金武町																							
沖縄県	伊江村																							
沖縄県	読谷村																							
沖縄県	嘉手納町																							

①都道府県 ②市町村名		3.平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																							
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)								
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかの確認	イ 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他			
沖縄県	北谷町																								
沖縄県	北中城村																								
沖縄県	中城村																								
沖縄県	西原町			○																					
沖縄県	与那原町	○						○													○				
沖縄県	南風原町	○						○										○			○				
沖縄県	渡嘉敷村																								
沖縄県	座間味村																								
沖縄県	粟国村																								
沖縄県	渡名喜村																								
沖縄県	南大東村																								
沖縄県	北大東村																								
沖縄県	伊平屋村																								
沖縄県	伊原名村																								
沖縄県	久米島町																								
沖縄県	八重瀬町					○																			
沖縄県	多良間村																								
沖縄県	竹富町																								
沖縄県	与那国町																								

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等										
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2			問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)							問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対する就学援助制度以外の取組(複数回答)									
		下げた	下げていない	影響なし	検計中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア. 認定基準に該当するかを認	イ. 学校や教育委員会で家計等の状況を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準額を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材		ウ. 貧困対策に関する資向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他			
沖縄県	北谷町																									
沖縄県	北中城村																									平成26年度に認定基準として、生活保護の基準額に一定係数を掛けたものを新規で設けたため、影響はありません。
沖縄県	中城村																									
沖縄県	西原町																									
沖縄県	与那原町																									
沖縄県	南風原町																								平成25年度より、この基準額助成(通称「入場料」)を7ヶ月前まで拡大しました。平成25年度より、福祉事務所に依頼して「就学援助」事業費(申請)に付する事務費を削減しています。事務費削減を行っているが、生活保護法の改正により、生活保護の基準額が引き上げられています。	
沖縄県	渡嘉敷村																									
沖縄県	座間味村																									
沖縄県	粟国村																									
沖縄県	渡名喜村																									本村においては、児童生徒を対象に給食費の無償化及び入学祝い金の支給を行っている。学習用品については、本村補助金を活用し購入出来るようにしている。
沖縄県	南大東村																									
沖縄県	北大東村																									地域の実態に合ったものに基準額を変更した。
沖縄県	伊平屋村																									
沖縄県	伊是名村																									
沖縄県	久米島町																									
沖縄県	八重瀬町																									基準額の増減を変更
沖縄県	多良間村																									
沖縄県	竹富町																									
沖縄県	与那国町																									